

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和6年11月21日(木) 午前9時59分～午前10時49分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 荒川 義孝、5番 野々山 啓、10番 北川 広人、11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛
オブザーバー
議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(6番) 今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和6年12月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について
 - (4) 総括質疑の通告について
 - (5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて
- 2 今後の議会運営委員会の日程等について
- 3 その他
 - ・請願(陳情)の採決方法の見直しについて

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

議長 本日次第にも入っておりますが、陳情と請願の採決方法っていうのを、今議会改革特別委員会のほうで陳情、請願やっていますが、それを見直すに当たって採決の方法が若干標準的なものと違うということが分かりましたので、そちらのほうについても皆さんのほうに本日御説明いたしますので、そちらのほうもぜひともお聞き取りください。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、副委員長の荒川義孝議員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

《議 題》

1 令和6年12月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。座ったままで結構です。

説（総務部） それでは委員長のお許しをいただきましたので、着座のまま御説明させていただきます。

それでは、令和6年12月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、承認が1件、一般議案が第68号から第73号までの6件、補正予算が第74号から第79号までの6件の計13件をお願いするものでございます。

次に提出予定議案の概要をお願いいたします。

承認及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、承認第2号は、衆議院解散による第50回衆議院議員総選挙等の執行に伴う一般会計補正予算（第11回）を10月9日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていたいただきましたので、議会に御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

議案第68号は、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合の職員等の損害賠償責任の一部の免責について定めるものでございます。

議案第69号は、子ども医療費の支給対象に、高校生世代の入院医療費を追加するものでございます。

議案第70号は、刑法等の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第71号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

議案第72号は、宅老所「じい&ばあ」を宅老所「いっぷく」内に移転させることにより廃止するものでございます。

議案第73号は、吉浜小学校長寿命化改良工事における資材及び労務単価等の変動による増額に伴い、工事請負契約を変更するものでございます。

続きまして、議案第74号令和6年度一般会計補正予算（第12回）について御説明申し上げます。第12回の補正予算書をお願いいたします。補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ499万4,000円を追加し、補正後の予算総額を190億845万1,000円といたすものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

地方債補正は、中学校施設改修事業について、南中学校屋内運動場消火配管改修工事費の計上に伴い限度額を増額いたすものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

10款3項1目学校管理費は、南中学校の屋内運動場に設置されている消火栓に通じる消火配管が設備の老朽化により漏水していたことから、改修のための工事費を計上いたすものでございます。なお、本議案につきましては、安全面など緊急を要するため早急に御議決いただく必要がございますので、その取扱いにつきまして御審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、議案第75号令和6年度一般会計補正予算（第13回）につきまして御説明申し上げます。

第 13 回の補正予算書をお願いいたします。補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 4 億 7,444 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 194 億 8,289 万 3,000 円といたすものでございます。

10 ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、心身障害児福祉施設みどり学園指定管理料について、職員配置計画に基づく人員確保のめどが立ったため、限度額を増額いたすものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

地方債補正として、最上段のふれあいプラザ改修事業、上から 6 段目のたかはまこども園駐車場整備事業及び下から 5 段目の公園整備事業は起債における充当率の変更に伴い限度額を増額いたすものでございます。

40 ページ、41 ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金のうち、社会福祉費負担金は障害福祉サービス等給付費などの増加に伴い増額いたすもので、児童福祉費負担金は人事院勧告の影響による公定価格の上昇に伴い増額いたすもので、生活保護費負担金は医療扶助費の増加に伴い増額いたすものでございます。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金のうち、社会福祉費補助金は移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすもので、児童福祉費補助金は保育所等における性被害防止対策のための備品購入費等に対する補助金を計上いたすものでございます。

15 款 1 項 1 目民生費県負担金の社会福祉費負担金は障害福祉サービス等給付費などの増加に伴い増額いたすもので、児童福祉費負担金は人事院勧告の影響による法定価格の上昇に伴い増額いたすものでございます。

15 款 2 項 2 目民生費県補助金のうち、社会福祉費補助金の障害者医療費補助金は審査支払手数料の増加に伴い増額いたすもので、地域生活支援事業費等補助金は移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすもので、精神障害者医療費補助金は精神障害者医療扶助費などの増加に伴い増額いたすものでございます。児童福祉費補助金の母子家庭等医療費補助金及び子ども医療費補助金は母子家庭等医療扶助費、子ども医療扶助費などの増加に伴い増額いたすもので、産休等代替職員設置費補助金は民間保育所の産休代替職員の任用費に対する補助金を計上いたすものでございます。

42 ページ、43 ページをお願いいたします。

愛知県保育環境改善等事業費補助金は民間保育所に対する保育環境改善のための補助金を計上するもので、愛知県保育対策総合支援事業費補助金は保育支援者を配置し保育士の負担軽減を図るための補助金を計上いたすものでございます。

17 款 1 項 2 目民生費寄附金及び 5 目教育費寄附金は明治安田生命保険相互会社様からの御寄附を受けられたものでございます。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は今回の補正予算の財源調整として増額いたすもので、公共施設等整備基金繰入金は起債充当率の変更に伴い減額いたすものでございます。

20 款 4 項 2 目雑入は事業所からの自主返納に伴い計上いたすもので、3 目過年度収入は令和 5 年度実績の再確定に伴い計上いたすものであります。

48 ページ、49 ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

2 款 1 項 11 目財産管理費の 1 庁舎管理事業は市役所本庁舎地下駐車場内に設置している消火設備の修繕料を計上いたすもので、3 財産管理事業は年度内における不動産鑑定見込件数の増加に伴い増額いたすものでございます。14 目電算管理費はカラー印刷をはじめ印刷枚数の増加が見込まれるため増額いたすものでございます。15 目行政情報化費は本年 10 月からの郵便料金改定等に伴い増額いたすもので、20 目諸費は過年度の精算に伴う返還金を計上いたすものでございます。

50 ページ、51 ページをお願いいたします。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 3 戸籍住民基本台帳事務事業は法務省の通達に基づき文書管理ソフトに係るシステム修正費を計上いたしたものでございます。

52 ページ、53 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目地域福祉推進費は福祉総合システム改修費の契約額の確定に伴い減額いたすものでございます。3 目障害者在宅・施設介護費の 1 障害者自立支援給付事業のうち、消耗品費は報酬改定に伴い受給者証等を再発行するための費用を増額いたすもので、障害介護給付費等支払手数料及び 54 ページ、55 ページをお願いいたしまして、障害福祉サービス等給付費は利用者の増加等に伴い増額いたすもので、補装具費は車いす等の補装具申請者の増加に伴い増額いたすものでございます。2 の地域生活支援事業は利用者の増加に伴い移動支援サービス費及び日中一時支援サービス費を増額いたすものでございます。3 障害者自立支援審査会事業のうち、自立支援医師意見書作成料及び自立支援医師意見書作成料支払事務手数料は障害支援区分認定を行う対象者の増加に伴い増額いたすもので、Web 会議用システムライセンス使用料は障害者自立支援審査会をリモート開催するためのライセンス費用を計上いたすものでございます。5 目高齢者在宅・施設介護費は、人件費等の高騰に伴い配食サービスにかかる費用を増額いたすものでございます。7 目介護保険推進費は、住宅改修申請件数の増加に伴い給付金を増額いたすものでございます。10 目障害者医療費から 13 目高齢者医療費までは、受診件数の増加等に伴いそれぞれの扶助費等を増額いたすものでございます。56 ページ、57 ページをお願いいたします。15 目国民健康保険事業費及び 16 目介護保険事業費は、人事交流等による人件費の増減などに伴い繰出金を増減いたすものでございます。

58 ページ、59 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の 3 保育園管理運営事業及び 4 小規模保育事業のうち、消耗品費

は明治安田生命保険相互会社様からの御寄附により保育用品を購入するものでございます。3 保育園管理運営事業のうち、修繕料は吉浜北部保育園の砂場などを修繕するもので、民間保育所運営委託料、施設型給付費並びに4 小規模保育事業及び5 家庭的保育推進事業のうち、地域型保育給付費は人事院勧告の影響による法定価格の上昇に伴い増額いたすものでございます。3 保育園管理運営事業のうち、庁用器具費は公立保育園における性被害防止対策のためのつい立てを購入するもので、民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金は民間保育所において産休・病休代替職員を配置するための補助金を計上いたすものでございます。3 保育園管理運営事業、4 小規模保育事業及び5 家庭的保育推進事業のうち、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金は民間保育所等において性被害防止対策を実施するために必要な費用に対する補助金を交付するものでございます。3 保育園管理運営事業のうち、保育体制強化事業費補助金は保育士の負担軽減を図るための保育支援者の配置に対する補助金を交付するもので、保育園環境改善等事業費補助金はひかりこども園に対し保育環境を改善するための補助金を交付するもので、民間保育所等運営費補助金還付金は前年度の実績により生じた返還金を計上いたすものでございます。

60 ページ、61 ページをお願いいたします。

3 目家庭支援費の9 児童センター事業のうち、消耗品費は明治安田生命保険相互会社様からの御寄附により保育用品を購入するものでございます。10 放課後児童健全育成事業の児童クラブ業務委託料は、高取北児童クラブの引越費用を計上いたすものでございます。15 子育て・家庭支援ネットワーク事業のいちごプラザ運営委託料は、最低賃金の上昇に伴い増額いたすものでございます。3 款3 項2 目生活援助費は、対象世帯の医療費の増加に伴い増額いたすものでございます。

62 ページ、63 ページをお願いいたします。

4 款1 項5 目上水道費は、人事交流等に伴う人件費の増額に伴い繰出金を増額いたすものでございます。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

7 款1 項2 目商工業振興費は、融資の借換えによる申請件数の増加に伴い増額いたすものでございます。

66 ページ、67 ページをお願いいたします。

8 款5 項3 目下水道費は、人事交流等に伴う人件費の減額に伴い繰出金を減額いたすものでございます。

68 ページ、69 ページをお願いいたします。

8 款8 項2 目交通安全啓発費は、現場対応の増加に伴い燃料費を増額いたすものでございます。

9 款1 項1 目消防費の5 広域消防事業は、人事院勧告による給与改定に伴い分担金を増額いたすものでございます。

70 ページ、71 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費の 1 小学校維持管理事業のうち、消耗品費は来年度の吉浜小学校のクラス増に伴い机や椅子の購入費を計上いたすもので、校内廃棄物処理委託料は長寿命化改良工事等の実施に伴い不要備品等を廃棄するもので、庁用器具費は来年度の高浜小学校及び吉浜小学校のクラス増に伴い電子黒板、児童用ロッカー等の購入費用を計上いたすものでございます。2 小学校給食運営事業は、来年度の吉浜小学校のクラス増に伴い必要な食器等を購入するものでございます。2 目教育振興費は、教師用教科書指導書を購入するための費用を計上いたすものでございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費の 2 中学校維持管理事業のうち、校内廃棄物処理委託料は不要備品等を廃棄するための費用を計上いたすもので、庁用器具費は企業版ふるさと応援寄附金を活用して A E D を購入するための費用を計上いたすものでございます。2 目教育振興費は、教師用教科書指導書を購入するための費用を計上いたすものでございます。

10 款 4 項 1 目幼児教育費の 3 幼稚園維持管理事業のうち、消耗品費は明治安田生命保険相互会社様からの御寄附により保育用品を購入するもので、幼稚園給食費負担金は副食費免除対象者の増加に伴い増額いたすものでございます。

12 款公債費は、市債の利率見直しに伴い元金及び利子を増減いたすものでございます。

その他全体を通じまして、電気及びガス料金の高騰により光熱水費を増額いたすほか、人事交流等に伴い人件費を増減いたしております。

補正予算書の 3 ページの補正予算総括表にお戻りをお願いいたします。

まず、国民健康保険事業特別会計の補正は人事交流等に伴う人件費の減、介護保険特別会計の補正は通所型サービス事業支援費の増のほか人事交流等に伴う人件費の増、水道事業会計の補正は工事請負費の増のほか人事交流等に伴う人件費の増、下水道事業会計の補正は補償費の増のほか人事交流等に伴う人件費の減が主なものでございます。

以上が、12 月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、承認 1 件、一般議案 6 件、補正予算 6 件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

(質疑なし)

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は、退席をお願いいたします。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局 主任) それでは、説明させていただきます。お手元に配付させていただいております令和6年12月高浜市議会定例会の会期及び会議日程(案)及び議案の取り扱い(案)を御覧いただきたいと思います。

既に9月26日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、11月28日木曜日から12月18日水曜日までの21日間でございます。

11月28日の本会議初日において、承認第2号、議案第74号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて、議案第68号から議案第73号及び議案第75号から議案第79号の議案の上程、説明を受けます。

12月3日第2日と4日第3日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問をお願い、12月6日の第4日は総括質疑、議案の委員会付託をお願いします。

12月10日の総務建設委員会においては、議案第68号、議案第69号、議案第75号、議案第76号、議案第78号、議案第79号の6議案の審査をお願いします。

12月11日の福祉文教委員会においては、議案第70号から議案第73号、議案第75号及び議案第77号の6議案を審査願います。

なお補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいております。

最終日の12月18日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

最後に、議案第68号高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてですが、地方自治法第243条の2の7第2項の規定により議会はあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされておりますので、本日の会議終了後、議長から監査委員に対して意見照会をいたしたいと思っております。回答の提出期限は、11月28日本会議初日とさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま、事務局が説明しました案のとおりを決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、11月22日金曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は受付順としますが、11月22日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。

なお一般質問の通告に当たっては、質問の趣旨を具体的に記載していただきますようお願いをいたします。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 総括質疑通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより、定例会開会2日目の午後5時までであります。

総括質疑を行う予定の方は、11月29日の午後5時までに総括質疑通告書を提出いただきますようお願いをいたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書3件です。陳情第13号から陳情第15号までにつきましては、付託先の委員会を事務局から発言を願います。

説(事務局 主任) それでは、お手元に陳情文書表(案)と各陳情書及び意見書(案)の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情3件の付託委員会につきましては、陳情第13号につきましては総務建設委員会に付託、陳情第14号、陳情第15号につきましては福祉文教委員会に付託するということをお願いいたします。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について事務局より発言がありましたけれども、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 初めに、12月6日の金曜日、本会議第4日目の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定をお願いします。

続いて、令和7年3月定例会の日程を協議する議会運営委員会を12月11日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので、御予定をお願いいたします。

3 その他

・請願（陳情）の採決方法の見直しについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局長） それではお手元に配付をさせていただいております資料、請願（陳情）の採決方法の見直しについての資料を御覧いただきたいと思います。

9月定例会での採決に当たっても一部見直しを行った部分がありますので、お気づきの方も見えになるかもしれませんが、改めて全国市議会議長会の見解を確認いたしましたので、その内容を御報告させていただくとともに、今後の採決方法につきまして、冒頭議長からお話がありましたように、議長と相談、それから他市の状況も参考にした上で、見直すこととしましたのでその内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、全国市議会議長会に確認した内容と、その回答について御報告させていただきますので、1ページの2疑義の内容と回答のところを御覧いただきたいと思います。

確認をした内容はそこにあります2点となりまして、1点目が採択することのみを諮れば良いのか、不採択を諮る必要はあるのか、という問いに対しましては、お見込みのと通りの御回答をいただいております。2点目は委員会で趣旨採択の意見があった場合、本会議での採決は趣旨採択とすることから諮ることによいのかという問いで、この問いに対しましては、請願や陳情に対する趣旨採択というのは一種の修正案であるので、まずは趣旨採択とすることから諮り、否決となった場合は請願そのものについて諮る、といった回答をいただいております。

このことを踏まえまして、今後の採決方法につきまして、委員会それから本会議、それぞれ分けて御説明をさせていただきたいと思います。

それではまず委員会の採決方法について、2つのパターンに分けて御説明しますので、3ページを御覧いただきたいと思います。実際の採決の場面をイメージしながらお聞きいただければ助かります。

まず、審議の過程で趣旨採択の委員がいなかった場合でございます。

これまでは採択、不採択をそれぞれ順に諮って、挙手多数のほうで決定といたしておりました。

今後は、採択のみを諮って、挙手多数ならば採択、挙手少数は不採択とする、ということになります。

よって、不採択の方の場合は、議案の採決のときと同じように挙手をしなくてもよいということになります。

続きまして4ページを御覧ください。

次は、趣旨採択の委員がいる場合ということになります。

これまでは、採択、趣旨採択、不採択の順にそれぞれ諮って挙手多数のもので決定をしておりました。

今後は、まず最初に趣旨採択を諮ります。挙手多数なら、趣旨採択となったということが確定をいたしますので、この時点で終了ということになります。挙手少数の場合は、趣旨採択とすることが否決となりますので、採択とすることに賛成か否かを諮ることになります。

挙手多数なら採択、挙手少数なら不採択ということになります。

以上が委員会の採決方法となります。

次に、本会議での採決方法について御説明しますので、6ページを御覧いただきたいと思います。

まずは、委員会での審査の過程で趣旨採択の意見がなかった場合でございます。

この場合は、先ほど御説明しました3ページ、委員会において趣旨採択の委員がいない場合と同様の流れということになりますので、採択を諮りまして、起立多数ならば採択、起立少数なら不採択ということになります。

続きまして7ページを御覧ください。

次は、委員会での審査の過程で趣旨採択の意見がある場合、また議員から趣旨採択の意見があった場合ということになりますが、この場合は4ページの委員会において、趣旨採択の委員がいる場合と同様の流れとなりますけれど、今後は趣旨採択をまず諮りまして、起立多数ならば趣旨採択で決定、起立少数ならば趣旨採択が否決となりますので、採択することに賛成か否かを諮るといった流れとなります。

なお、見直しは12月定例会からといたしたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 少し補足をさせていただきますと、趣旨採択が入った場合に、趣旨採択で確定したということになると。その後、採択、不採択は聞かないということになります。ですから、議員の皆さんの個人の態度が不明ということになりますので、現段階では「びいぶる」の個人の態度に関しては空白という形にせざるを得ないということになります。

例えば、委員会で採択の意見を言われたとか、本会議で不採択の意見を言われたとかっていても、それをもって態度として決定することはできませんので基本的には空白と、趣旨採択を選

ばれた方は趣旨という形で載るような形、これが本来だというふうに思います。

これを踏まえて、今後は、例えば、趣旨採択を導入している議会は結構少ないです。趣旨採択自体をどうしていくのかということも議論をする必要があるのかもしれませんが、それから「びいぷる」の各議員個人の態度についてどう表記するかということも議論することも必要なのかもしれませんが、そういうところを含めて考えていかなければならないんですが、実際会議を運営していく上で議事法に沿ってやっていくと、これが正しいということが分かりましたので、12月定例会からはこの形で進めさせていただきたいということでもあります。

質疑等ございましたら、どうぞ。

問（12） 趣旨採択が否決された場合なんですけど、趣旨採択に賛成して、否決されて、次採択を諮ると思うんですけど、その人も採択か不採択を選択するということなんですか。

委員長 趣旨採択っていうのは、一種の修正案という取扱いになりますので、趣旨採択が否決された場合、否決された場合はその修正案自体がもう否決ということになりますので、改めて、その請願なり陳情なりに対しての採択か不採択かを聞くということになります。

だから、議案として上げ方が別という意味合いで考えていただければいいかと思いますけどね、否決された場合はね。

「委員外委員の質問って、受けてもらえる…」と発声するものあり。

委員長 はい、どうぞ。

問（委員外議員 13 番） 多分言い間違えだと思うんですけど、北川委員長が議事法と言われたけど、多分これ自治法ですよ。

「議事法、議事の法。」と発声するものあり。

問（委員外議員 13 番） 議事法ですか。ちょっとそれが私よく分からないので、その法律と何条なのかっていうことを教えていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 法律上には明記がないというふうに聞いておりますけれども。

「ないですよ。」と発声するものあり。

委員長 ただ全国市議会議長会は、こういう議会の運営の仕方をするのが望ましいという形、そういうモデルを持っていますので、そこに問い合わせたところこういうやり方が正しいですよという形で返答が来たと。そういう御理解をしていただければと思います。

問（委員外議員 13 番） ということは、ごめんなさい。先ほどの委員長の発言は撤回されるっていいですかね。

委員長 法的ではないので。

問（委員外議員 13 番） 法的ではないっていいことですよ。確かに多分これ全国市議会議長会にお問い合せいただいて、回答いただいて、こういう形にしますということなんですけど。

多分これってある意味議会の運営の、結局、今のやり方で聞いていくと趣旨採択を、結局、趣旨採択が少数の場合は、その後に採択か不採択かっていうことの話で、もし今の説明と趣旨採択が多数の場合は、もしそれが採択の意見があったとしても本会議で反映されないっていいことですよ、今の説明だと。なんかすごく私は違和感があるのと、あと全国市議会議長会というのは、あくまでもこういう運営がいいんじゃないですかみたいな感じで多分言っていると思うもんだからそれが正解とは限らないので、これって本当はちょっと議論したほうがいい案件ではないかなと思いましたので、できれば本当は一度、本当に全然こういうやり方では全くないようなところかもいろいろあるので、実際、近隣市とか見ると。なので、ここで決めちゃっていいものなのかになって思うんですけど、どうなんでしょうか。

委員長 基本的に、全国市議会議長会のほうに問合せをして、あるいは議長会のほうから出てくる議会の運営のものに関して、これがバックボーンとなってやっているんですよってことがあるから勧められるんですよ。今言ったように、ここはここでいいじゃないかみたいな話になれば、それは会議自体が円滑に進まないことに繋がる可能性もありますから。

ですから、今回このように、今までの我々の理解の仕方が悪くてやり方が違っていたのを正しいものに変えようと、我々がずっと守ってきた全国市議会議長会のやり方に変えようということでお話をさせていただいているんです。

先ほど言ったように趣旨採択が多数を取った場合、その後は聞かないよってというのは何かというと、これ一時不再議と同じ話ですので、同じ議案と一緒に諮るってことはしないというのが、これは議会の中でのルール of the 大きな話でありますので、修正案として趣旨採択が導入しますよということが決定されたら、それはそちらのほうの議案を先に皆さんにお問いかけをさせていただいて、そこで採択となれば、そうすれば一事不再議ということで、採択するのか不採択にするのかということはお聞きしないということになります。

ほかに。

（質疑なし）

委員長 基本的に先ほど私補足で少しお話をさせていただいたんですけども、「びいふる」の個人の態度、採択か不採択か趣旨かというのが、趣旨が採択された場合には載らないというふうにお

話しましたが、ぜひ、委員会においての御自身あるいは会派での御意見、それから本会議においての討論、御自身あるいは会派での討論、それをしっかりやっていただくことによって、きちんと会議録には残るようになりますので。

それと、態度不明というのは、実際は通常ではありえないんですけども、どちらとも自分は答えられないというような場面があった場合は退場してください、それしかありません。

でないと、それこそ賛成か反対で、少数側に全部数えられていくようになります。

ほかに、御意見ございますか。

問（11） ちょっと確認ですが、この趣旨採択が今本会議の2つてやつです。

少数なら否決されるということで、次の矢印でいくと②の採択を諮るということは1ページ戻ってもらって、6ページの採択を諮るに行くということでよろしいですか。

委員長 はい、そうです。そのとおりです。

もう少し詳しく言うと、例えば、委員会だとか本会議において趣旨採択を入れてくださいと、入れることに御異議ございませんかという話を大体委員長か議長がします。異議なしになるから趣旨採択が入る。そうすると、その請願、陳情は修正されたということで、その段階でなります。

趣旨採択をもし選ぶべきではないということであれば、そのときに反対意見を言っていたいで、それで入れるか入れないかというのを採決します。

それが本来なんですよ。

不規則発言あり

委員長 それは趣旨採択を入れても入れなくても、採択、不採択の決を採りますから、異議なしで済んできたんです。

今回からはそうなりませんので、もし趣旨採択を入れるべきじゃないと思えば、そこで反対意見を言って、趣旨採択を入れるか入れないかを採決していただければいいということになります。

意（11） 趣旨採択というのは、言葉はおかしいですけど曖昧な表決ということになるかなと思いますので、今後、趣旨採択というものの自体をいっぺん議会改革のほうで御検討いただいて、しっかり白黒というか、採択するのか反対するのかを決定したほうがいいのかなという、私は個人的な考えを持っておりますので、そこも踏まえてまた会議の中で進めていただければと思います。

委員長 後に各派会議がございますので、そちらのほうで御提案をいただいて、どうするかということを決めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに、御意見、質疑、ございますか。

（意見・質疑なし）

委員長 それでは御意見もないようですので、今後の請願、陳情の採決方法につきましては、ただいま事務局が説明したとおりとすることに、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するもあり。

委員長 御異議もないようですので、請願、陳情の採決方法につきましては、事務局が説明したとおりとさせていただきます。

本日の案件は全て終了いたしました。以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 49 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長